**令和３年　大山町初区長会**

日　時：令和3年1月11日（月）

 　　　　　　　　　　【中山地区】午前10時00分～

　　　　　　　　　　 【名和地区】午後1時00分～

【大山地区】午後3時00分～

場　所：保健福祉センターなわ

1．開　　　　会

2．町長あいさつ

3．町議会議長あいさつ

4．社会福祉協議会会長あいさつ

5．各地区会長及びﾌﾞﾛｯｸ会長互選

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 中山ﾌﾞﾛｯｸ | 名和ﾌﾞﾛｯｸ | 大山ﾌﾞﾛｯｸ |
| 上中山 | NO.　（　　　　） | 庄　内 | NO.　（　　　　） | 大　山 | NO.　（　　　　） |
| 下中山 | NO.　（　　　　） | 名　和 | NO.　（　　　　） | 所　子 | 　　　　　NO.　（　　　　） |
| 逢　坂 | NO.　（　　　　） | 御来屋 | NO.　（　　　　） | 高　麗 | NO.　（　　　　） |
|  | 光　徳 | NO.　（　　　　） |  |

6．地区区長会長あいさつ

7．各課からの連絡・依頼事項

8．質　疑　応　答

9．閉　　　会

**【総務課】0859-54-5201**

**1．文書配布**

毎月2回、第2木曜日と最終木曜日に各区長さん宛に「区長文書」をお送りします。

次回は、1月14日（木）の予定です。

**2．区長名簿**

原則非公開。ただし、公共機関が工事、統計調査等を行う場合に、問い合わせがあれば公益性を考慮したうえで、名簿を公開させていただきますので、ご了承ください。

**3．集落の総会資料印刷**

　 総務課又は各支所総合窓口室に、原稿とコピー用紙をご持参いただければ、無料（白黒印刷の場合）で必要部数を印刷します。ただし、（カラーの場合は、片面あたり20円をご負担いただきます。土曜・日曜に関しましては名和・大山地区は各公民館で、中山地区は図書館で対応します。

用紙を持参されず、役場の用紙を使用される場合は下記の料金をご負担いただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サ イ ズ | 内　容 | 金　額 |
| Ａ4～Ａ3 | 片面 | 白黒 | 　4円　　 |
| カラー | 24円　　 |
| 両面 | 白黒 | 5円　　 |
| カラー | 45円　　 |
| Ａ2 | 片面 | 白黒 | 20円　　 |
| Ａ1 | 片面 | 白黒 | 40円　　 |
| Ａ0 | 片面 | 白黒 | 80円　　 |

※なお、初区長会資料は大山町公式ホームページでも公表します。

**4．集落コミュニティ活動補助金**

10月頃に請求書送付。基本額30,000円＋1,200円/戸（10月1日現在の文書配布戸数）

**5．各集落からの要望事項**

「要望書（任意様式）」を総務課、各支所総合窓口室まで提出してください。回答は速やかに対応するように努めます。

**6．消防施設整備費補助金**

集落で行う消防施設等の整備を推進するための補助事業。

機器や資材整備に要する費用の1/2を補助します。自主防災組織が設置されている集落につきましては、補助率を1/2から3/4に拡充しておりましたが、拡充について令和3年度で終了となります。

また、次年度の予算作成に併せて、10月下旬頃までに集落からの次年度の補助要望を取りまとめますので、早めに検討をお願いします。

**7．自主防災組織の設置・育成**

　 大きな地震や風水害に備えて「地域ぐるみの協力体制」を整備しましょう。自主防災組織とは「自分たちの住む地域は自分たちで守る」の理念に基づき自主的に防災活動を行う組織です。

令和2年12月現在の自主防災組織の設置数は、123集落となっております。

まだ設置されていない集落は、設置の検討をお願いします。

　・自主防災組織育成事業補助金　　20,000円（均等割）＋（300円×世帯数）

 ・災害時要援護者台帳等の作成金額　 3,000円（台帳） ＋（100円×個別計画件数）

なお、交付申請の期限を5月末としますので、各区長さんにおかれましてはお忘れのなきよう申請をお願いします。改めて、通知を送付します。

**8．町と自主防災組織の連携**

①災害時の状況確認と安否確認のため連絡体制を確認しています。

別紙「令和3年 災害時緊急連絡先」に役職・氏名・緊急時連絡先電話番号を記入のうえ、

1月29日(金)までに総務課・各支所総合窓口室までご提出ください。

②大雨等による浸水被害を防止できるよう、集落に土のうを配布しますので、要望があれば、区長さんか自主防災組織の代表者の方が必要数を取りまとめのうえご連絡ください。

**9．コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）**

　自主防災組織に対する宝くじのコミュニティ助成事業。

　 30万～200万円の範囲で自主防災活動に必要な施設、設備整備の助成を行います。

例年8月～9月頃に募集案内文書が県より町へ送られてきますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

※　希望されたとしても必ず助成されるものではありません。また、複数の自主防災会から要望が出された場合には内部選考をさせていただく場合があります。

**10. 放送施設整備費補助金**

　 集落の放送施設等の整備を行うための補助事業です。

　 機器等の設置、修繕に要する費用から2万円を差し引いた額の1/2を補助します。計画される場合はお問い合わせください。また、消防施設整備費補助金とあわせて10月に集落からの次年度の補助要望をとりまとめます。

**11. 選挙について**

　　本年は次の選挙が予定されています。選挙執行の際にはいろいろとお世話になりますが、御協力をお願いいたします。

　　○大山町長及び大山町議会議員一般選挙（任期満了日 令和３年４月２３日）

　投開票日：令和３年４月１８日（日）

○衆議院議員総選挙（任期満了日 令和３年１０月２１日）　実施日未定

**【企画課】0859-54-5202**

**１．交通安全運動の推進**

　年に4回、交通安全運動期間を設けて交通安全の取り組みを実施しています。

また、毎月1日と15日は交通安全日として取り組みを進めています。

集落内での「交通安全旗」「のぼり旗」の掲揚、有線放送等での周知など、交通安全の取り組みにつきましてご協力をお願いします。

なお、交通安全用品として、企画課・各支所総合窓口室で下記物品を販売しています。

|  |  |
| --- | --- |
| ◎夜光反射タスキ | 1本 　100円 |
| ◎高齢者標示マーク（2枚組み） | 1ｾｯﾄ　300円 |
| ◎交通安全旗 | ・大（170cm×140cm）　　2,000円・小（80cm×70cm）　　　　300円 |

**2．スマイル大山号**

スマイル大山号（予約型の有償運送バス）は、ご利用いただきやすいよう各集落に複数の乗降場所を設置しています。この乗降場所は、各集落の実情にあわせ変更や追加等のご相談に応じていますので、変更等が必要な場合は集落でご検討のうえ区長さんを通してご連絡ください。

 また、運転免許を自主返納された方には、スマイル大山号の回数乗車券4冊（1冊6枚）

を年1回交付していますので、返納後の交通手段としてご利用ください。

**3．宝くじのコミュニティ助成事業**

 　ご利用希望を9月頃に区長さんに文書で連絡させていただく予定です。 なお、申し込まれた事業につきましては、県を通じて（財）自治総合センターへ申請され、審査により採否が決定されます。令和２年度は、備品購入3件と遊具設置1件が採択されています。

＜参考＞

①一般コミュニティ助成事業

・助成金 ･･･ 100万円以上の事業で助成の上限は250万円まで。

・対象事業 ･･･ｺﾐｭﾆﾃｨ活動に係る備品整備や遊具設置（既設撤去費は対象外）など。

②コミュニティセンター助成事業

　　 ・助成金 ･･･ 対象となる総事業費の5分の3以内。上限は1,500万円まで。

・対象事業 ･･･ 公民館、集会所の建設・大規模修繕。（既設撤去費は対象外）

**4．自治会集会所整備事業補助金**

地域の活性化や集落維持を図ることを目的とし、自治会集会所の整備（新築・増築など）に係る費用の一部を補助しております。9月頃に区長さんに文書で連絡させていただきますのでご活用ください。

 ・補助金 … 100万円以上の事業で、補助の上限は1,000万円まで（要件で変動）

 ・対象経費…集会所の新築・修繕等のうち建築工事費にあたる経費

**5．地域自主組織の活動**

 町内10地区で地域自主組織が地域活性化に取り組んでおられます。

 各地区の地域自主組織から区長さんへご協力をお願いすることがあるかと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

**6．移住定住助成事業**

　空き家登録制度（空き家バンク）により、空き家を貸したい（売りたい）人と借りたい（買いたい）人とのマッチングが毎年10件程度成立しています。この空き家バンクに登録していただける物件を探していますので、制度の周知についてご協力願います。

なお、集落からのご紹介で空き家バンクの登録に至った場合は10万円、この空き家に空き家バンク制度を通じて移住者が入居した場合は、追加で5万円の報奨金を交付する制度もあります。

**7．ふるさと納税**

大山町では、町を応援いただける方から、「ふるさと納税」としての寄附を受け付けています。寄附者が町外の方の場合、5,000円以上ご寄附いただいた方は、お礼の品としてさまざまな地元特産品をお選びいただけます。寄附額に応じて所得税・住民税の控除対象となる場合もありますので、お知り合いの方、ご親戚など、大山町を応援いただける方にぜひご紹介ください。

＜ふるさと納税申し込み方法＞

○インターネットで「大山町　ふるさと納税」と検索いただき、各サイトから申し込み

○パンフレットから申し込み

※パンフレットご希望の方は大山町役場企画課（0859-54-5202）にご連絡ください。

また、昨年度も全国の皆さまから約26,000件の寄附を頂いておりますが、その返礼品には、海産物や果物等の町内産品の他、リフト券や飲食店の割引券も提供しています。観光等に訪れていただく人を増やすことにも繋がりますので、商品等を返礼品として出してみたいという事業者の方は、企画課 営業企画室へご連絡ください。

**【税務課】**

**1．確定申告（住民税申告）について**

今年度も名和農業者トレーニングセンターで開催します。受付期間は、２月８日（月）

から３月１５日（月）の２４日間で、集落ごとで割り振り（次ページ参照）しており、日程については広報だいせん1月号の折り込みをご覧ください。

また、デマンドバス（スマイル大山号）をご利用されて来場された方には受付窓口において復路の乗車券（当日のみ有効）をお配りしますので、お声掛けください。

なお、公的年金以外に収入がない方で、令和３年１月１日現在、６５歳未満で年金収入額が９８万円以下の方および６５歳以上で１４８万円以下の方は申告不要です。

確定申告受付期間中は大変混み合いますので、なるべく日程表に記載しております指定日にお越しいただくとともに、土地や株式等の譲渡所得、住宅借入金等特別控除の申告をされる場合は、１時間以上お待ちいただくことがございますので、e-Tax（電子申告）や郵送等による提出、米子コンベンションセンターでの申告をお勧めしております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告会場に来られる際はマスクの着用をお願いします。また、事前に検温の上、風邪の症状（発熱、咳、くしゃみ、喉の痛み、倦怠感など）がある方は来場をお控えください。

**2．固定資産（土地・家屋）の異動届出について**

　　固定資産税は、毎年１月１日現在の所有者に課税されます。固定資産に次のような異動があった場合は、「固定資産異動申告票」により本庁税務課又は各支所総合窓口室に届出をお願いします。

（１）建物を取り壊された場合。

（２）建物を新築・増築された場合。

（３）建物の用途変更、土地の地目変更をされた場合。

**3.　固定資産税の減免**

　　自治会が管理する土地や家屋で、広く地域のために専用するもの（金銭の授受があるものは除く。）は、その公益性を考慮して固定資産税を減免します。

この手続きについて、令和3年度分から変更になります。

・令和2年度に固定資産税の減免を受けている場合は、当該固定資産等に変更がなければ申請書の提出は必要ありません。

・減免の内容に変更がある場合、また新規に減免を希望される場合は、減免申請書を提出してください。

なお、変更の有無の確認及び申請についての通知を3月下旬に区長文書で送付予定です。



　**【住民課】0859-54-5210**

**1．可燃ごみの直接搬入**

名和クリーンセンターで平日午前10時から午後4時まで受け入れます。持込の際には、電話（0859-54-5352）にて事前連絡をお願いします。

**2. 犬の登録等**

　生後９１日以上の犬を飼っている方には、飼い犬の登録と年１回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。また、犬が死亡した、飼い主が変わったなどの場合には連絡をお願いします。

**3．日本赤十字社の会費納入と会員募集のお願い**

 日本赤十字社では、５月の赤十字運動月間にあわせて、会費並びに会員の募集を行います。日赤の活動資金確保にご理解いただき、とりまとめのご協力をお願いいたします。

**4. 消費生活出前講座**

毎月第4火曜日は消費生活相談員が役場住民課で消費生活相談を行っています。

　 また、出前講座では「消費者トラブルの被害を防ぐ」、「身近な製品の事故防止」など、ご要望に応じて随時実施しますので、お気軽にお問い合わせください。

**5. 死亡届の手続き**

受付は、平日は住民課及び各支所総合窓口室で、土日祝日は本庁のみで対応します。自治会の役目で使者として手続きに来られるときは、次の点にご留意ください。

1. ご家族から死亡診断書を預かって来庁されるときは、用紙左側の死亡届書が記入されていることをご家族に確認し、ご家族の印鑑をお預かりください。
2. 下記の内容について聞き取りを行っていますので、事前にご家族に確認してください。

【死亡届出の際に確認してきていただくこと】

　〇火葬の予約日時、場所

　〇告別式の日時、会場、喪主の氏名・死亡者との続柄・電話番号

葬儀の種類（仏式・神式・その他）

　〇亡くなった方が世帯主の場合　新しい世帯主の氏名

　〇死亡診断書のコピーの要・不要（1枚20円）

　〇新聞おくやみ掲載の要・不要

＊火葬代は、直接火葬場でのお支払いになります。

1. 新聞への「おくやみ掲載」を希望される場合は、「申込書」を記入していただきますので以下の事項についても事前にご家族に確認してください。

【新聞おくやみ掲載を希望する際に確認してきていただくこと】

　〇死亡者の満年齢

　〇掲載内容の確認用連絡先　氏名・電話番号

　　　新聞社から当日15時以降に掲載内容の確認電話あります。電話がつながらない場合、

新聞掲載されない新聞社もありますのでご了承ください。

　〇ホームページ掲載の要・不要（日本海新聞のみ）

**【建設課】0859-53-3186**

**1．小規模改修に係る原材料支給事業**

集落内の環境道、側溝など（町道・土地改良区管理の農道以外）の小規模な補修又は改修のうち、必要となる原材料の支給と、必要に応じて建設機械借上げ費の補助を行います。

＜対象事業＞

・幅員2ｍ以上の道路又は集落内の施設で、町道や土地改良区管理以外の施設で

あること。

＜支給原材料＞

・支給材料は生コンクリート、砕石、コンクリート二次製品、アスファルト等

・支給の限度額は予算の範囲内で、年間50万円を超えない額とします。

・支給材料とは別に、必要に応じて建設機械借上げ費の補助を行います。

＜申し込み方法＞

・区長名で原材料支給等申請書を提出して下さい。

　　・申請期間を4月1日から4月28日までの間とします。

　　※申請が少なければ申請期間以降は随時受付けします。

**2．大山町防犯灯設置費等補助金制度**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 補助金額（1灯当り上限額) |
| 新設 | LED防犯灯 | 15,000円 |
| 修繕 | 蛍光灯など→LED防犯灯 | 10,000円 |
| LED防犯灯→LED防犯灯 |  5,000円 |

　　・新年度、ＬＥＤ防犯灯の新設や修繕の予定が確定している場合は、5月29日までにご連絡ください

**3．集落への草刈委託**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 草刈委託 |
| 要件 | 内容 | 草刈作業及び後片付け |
| 場所 | 町が草刈路線として管理を行っている路線、及び必要と認めた路線 |
| 委託料 | 単価 | 後片付けをする場合：57円/㎡刈投げの場合　　　　：36円/㎡(※Ｒ2年度単価) |

（注）他事業との併用はできません。

**4．鳥取県版河川・道路ボランティア事業の紹介**

鳥取県では県管理の土木施設の維持管理をしていただけるボランティア団体を募集しています。活動に興味のある団体の方は、西部総合事務所米子県土整備局維持管理課（0859-31-9712）又は建設課までご連絡ください。

**【水道課】0859-54-5204**

**1．公民館・集会所の水道料金及び下水道料金の納付について**

　　各集落の公民館・集会所の水道料金及び下水道料金の納付をお願いします。料金は下記表のとおりで、集落の世帯数（１月１日現在の区長文書配布数）により算定した年間定額料金となります。

　　なお、納付書の発送は２月１８日（納付期限　３月１日）を予定しております。

料金の納付には口座振替もご利用いただけます。

○水道料金

　　　　世帯数　　　　　　　　　　　　　　　　　（年額）

|  |  |
| --- | --- |
| ３０戸未満 | ２，８２９円 |
| ３０戸以上５０戸未満 | ４，７１４円 |
| ５０戸以上７０戸未満 | ６，６００円 |
| ７０戸以上 | ９，４２９円 |

　○下水道料金

　　　　世帯数　　　　　　　　　　　　　　　　　（年額）

|  |  |
| --- | --- |
| ３０戸未満 | ３，１４３円 |
| ３０戸以上５０戸未満 | ５，２３８円 |
| ５０戸以上７０戸未満 | ７，３３３円 |
| ７０戸以上 | １０，４７６円 |

**２．消火栓の管理について**

きちっと締まらず水漏れをしているなど、消火栓に不具合がありましたら水道課へご連絡ください。

　また、消火栓を使っての消火訓練を計画される場合は、事前に水道課までご連絡をお願いします。

**【福祉介護課】0859-54-5207**

**1．輝くシルバー交付金**

平成30年度から、集落が実施する「敬老事業」と「支え愛活動」を統合した「輝くシルバー交付金」を創設し、経費の支援をしています。

＜事業・活動の区分＞

1. 敬老事業

75歳以上の高齢者を対象に行う懇親会、演芸会、レクリエーション、記念品の贈呈

慰安旅行

1. 支え愛活動

生活習慣病の予防、閉じこもり予防（サロン等）、高齢者の健康維持に関する活動、

安否確認、訪問活動等、除雪応援、ゴミ出し支援、買い物支援

※①と②両方に取り組んでいただきたいところですが、一部実施でも構いません。

＜交付額＞

当該年度の4月1日における75歳以上の高齢者の人数に、それぞれの事業ごとに

1,000円を乗じます（新交付額）。

＜手続き＞

関係書類を区長さん宛てに送付します。

**２．地域リハビリテーション活動支援事業**

自治会・地域のサロン等の団体を対象に、介護予防を目的としてリハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士)の派遣事業を行っています。

**３．生きがい拠点整備事業**

　健康で生き生きとした生活を送るために、集会所の段階解消や洋式トイレへの改修を行う場合、その費用の一部を助成しています（補助上限額30万円）。

ただし、町内の2/3の集会所ではトイレ改修が終わっていることもあり、5年後の令和8年3月末をもって本事業は終了することとします。今後申請する意向がある集落につきましては、予算措置の都合上、お手元にお配りしました調査票に今後5年間の事業計画をご記入のうえ、令和3年3月上旬を目途にご提出ください。

**４．大山町人権・同和問題小地域懇談会**

　人権意識調査のアンケート結果をもとに共催団体（教育委員会、人権・同和教育推進協議会）と内容や手法の見直しを検討していきますので、実施に向けたご協力をお願いします。（例年、秋頃実施）

**５．物品斡旋**

 鳥取県身体障害者福祉協会（にっしんれん「日本身体障害者団体連合会」の略）から物品斡旋の依頼があることがあります。強制ではありませんので、取扱いの是非は、区長さんの判断でお願いいたします。

**６．民生児童委員さんの担当地区**

民生児童委員さんには、生活の問題や、高齢者・障がい者・児童福祉などの相談に応じ、助言や、情報提供、行政などへの連絡を行っていただいております。任期は令和4年11月30日までです。



**７．避難行動要支援者登録制度**

緊急時の避難を行う際に誰かの支援が必要な人を、ご本人や代理人からの申出によって事前に登録し、災害時等における地域の中で支援を受けられるようにするための制度を創設します。対象は、75歳以上の独居、要介護度3以上、身障2級以上、療育手帳A、精神障害1級のいずれかに該当する方で、支援に必要な個人情報を関係者（自治会・民生委員・警察・消防・社協）へ提供することについて同意いただくことになります。

申請書は、広報に同封する予定です。

**【観光課】0859-53-3110**

**１．大山町名和マラソンフェスタ2021**

依然として新型コロナウィルス感染症感染拡大の収束の見通しが立っていないことや、参加者、運営スタッフ等、大会に関わる全ての方の安全を考慮して、中止を決定いたしました。

**【教育委員会　社会教育課　生涯学習室】0859-54-5212**

**１．スポーツ大会日程**

|  |  |
| --- | --- |
| 期　日 | 大　　　　　会　　　　　名 |
| 1月～3月 | 卓球大会（2/14）※元旦マラソンは中止しました。 |
| 4月～6月 | ゴルフ大会（4月）、グラウンド・ゴルフ大会（6月） |
| 7月～9月 | バレーボール大会（8月） |
| 10月～12月 | ゴルフ大会（10月）、軟式野球大会（10月）、バドミントン大会（11月）駅伝競走大会（11月）、ソフトバレーボール大会（11月） |

　※大会日程の詳細は広報4月号にてお知らせします。

**２．東京2020オリンピック聖火リレー**

　　実施日：5月21日（金）

　　ルート：道の駅大山恵みの里→大山町役場本庁

**３．第14回 大山町総合文化祭**

日　時：10月30日（土）、31日（日）

場　所：名和農業者トレーニングセンター

**【社会福祉協議会】0858-49-3000（本所・中山支所）**

**0859-54-2200（名和支所）**

**0859-39-5018（大山支所）**

**１．社会福祉協議会会費、赤い羽根共同募金の取りまとめについて**

　・社協会費（6月）

・赤い羽根共同募金運動ならびに歳末たすけあい募金運動（10月～12月）

**２．地域福祉座談会の開催について**

社会福祉協議会事業の理解の促進、地域の福祉課題のニーズキャッチや福祉・介護に関する情報提供を行います。

**３．災害時における支え愛地域づくり推進事業について**

自治会が主体となって、支え愛マップの作成をとおして、要援護者に対する災害時の避難支援の仕組みづくりや平常時の見守り体制づくりに向け、身近な地域で安心安全に暮らすための取組みを推進します。

**４．共同募金配分金活用助成事業について**

地域福祉を充実するために、集落、グループ等が自ら企画した事業に必要な経費を助成します。

・助成内容　補助限度額100,000円

　　　　　　（※応募者多数の場合は、減額になることがあります。）

・募集期間　10月～11月予定